

令和7年第11回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年11月17日（月）午後1時24分から午後1時59分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 9名

欠席 農業委員 1名

農地利用最適化推進委員 10名

農地利用最適化推進委員 0名

農業委員		
番号	氏名	出欠
1番	石田 敏裕	出席
2番	横山 智	出席
3番	目黒 文夫	出席
4番	横山 行雄	出席
5番	星 美代子	出席
6番	川上 敦史	出席
7番	永澤 広美	出席
8番	阿部 庄一	欠席
9番	菅野 昌孝	出席
10番	清野 敏興	出席

農地利用最適化推進委員		
担当区	氏名	出欠
1区	鈴木 文雄	出席
2区	目黒 敏雄	出席
2区	齋藤 壽	出席
3区	加藤 博	出席
3区	菊地 英雅	出席
4区	小野 裕康	出席
5区	中村 雄志	出席
6区	八巻 和夫	出席
7区	森 文明	出席
7区	佐藤 正義	出席

4. 議事録署名委員

番号	氏名
1番	石田 敏裕
2番	横山 智

5. 職務のため総会に出席した者

職	氏名
事務局長	加藤 伸二
主幹	菅野 正浩
副主幹	寺島 正幸

6. 議事

報告第 1号 令和7年第11回総会までの主な行事について

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第28号 農地法第5条の規定による許可処分の取消について

議案第29号 農地法第3条の規定による許可処分の取消について

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第31号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について

会 長 　　ただいまより令和7年第11回農業委員会総会を開催いたします。

（あいさつ）

会 長 　　続きまして、次第3の議事録署名人の指名についてですが、1番 石田敏裕委員と2番 横山智委員にお願いします。

　　なお、欠席は8番 阿部庄一委員であります。

　　それでは、次第4の議事に入ります。

　　報告第1号 令和7年第11回総会までの主な行事について、事務局より報告願います。

事務局長 　　報告第1号 令和7年第11回総会までの主な行事について、ご報告いたします。1ページをご覧ください。

　　10月17日、県農業会議常設審議委員会の現地調査としまして、相馬市において、清野会長が調査を実施しております。

　　10月20日と22日、農地パトロール（4区）、町内において、小野委員、川上委員、事務局で実施しております。

　　10月24日、県農業会議常設審議委員会が福島市で開催され、清野会長が出席しております。

　　10月28日と30日、農地パトロール（2区）、町内において、目黒（敏）委員、齋藤委員、事務局で実施しております。

　　11月5日から6日、農業委員会視察研修及び福島県下農業委員会大会が天童市外で開催され、農業委員8名、推進委員9名、事務局が出席しております。

　　11月10日、農地法申請等の現地調査としまして、町内において、石田委員、森委員、佐藤委員、事務局で調査を実施しております。

　　11月16日、ふくしま農業人フェア出展、福島市において、清野会長、加藤委員、事務局が出席しております。

　　以上でございます。

会 長 　　ただいま事務局長から報告第1号について報告がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

　　[「ありません」の声あり]

会 長 　　ないようですので、報告第1号については以上で終わります。

　　報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告願います。

事務局 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告いたします。2ページをご覧ください。

1番について、賃貸人、賃借人及び通知のあった農地は議案に記載のとおりであります。

農業経営基盤強化促進法による賃貸借権の合意解約で、賃貸人の都合により、令和7年10月10日付けで賃貸借を解約し、令和7年10月31日付けで土地の引き渡しを行うものであります。

解約後の新たな耕作者への権利の設定については、本議案第30号に上程されております。

2番について、賃貸人、賃借人及び通知のあった農地は議案に記載のとおりであります。

農業経営基盤強化促進法による賃貸借権の合意解約で、賃借人の都合により、令和7年10月23日付けで賃貸借の解約と土地の引き渡しを行うものであります。

3ページをご覧ください。3番について、賃貸人、賃借人及び通知のあった農地は議案に記載のとおりであります。

農業経営基盤強化促進法による賃貸借権の合意解約で、賃貸人の都合により、令和7年10月28日付けで賃貸借の解約と土地の引き渡しを行うものであります。賃貸人が自ら耕作するため解約するものであります。

以上でございます。

会長 ただいま事務局から報告第2号について報告がありました。何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会長 ないようですので、報告第2号については以上で終わります。

議案第28号 農地法第5条の規定による許可処分の取消について、1番から2番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第28号 農地法第5条の規定による許可処分の取消について、1番について説明いたします。議案の4ページと資料の1ページから4ページになります。

設定人、被設定人、願出地については、議案に記載のとおりであります。

被設定人が、設定人の畑を借り受け、営農型太陽光発電設備を設置するため、令和7年3月18日付け福島県指令相農林第6126号で許可を受けておりましたが、FIT制度の規定により、FITの事業計画認定後、3年以内に農地転

用の許可が取得できなかったため、認定の取り消しになることから事業の撤退を行うこととなり、取り消しするものであります。

願出地は、転用許可処分を受けた後も転用工事に着手しておらず、賃借権の設定のため、名義は変わっておりません。

以上のことから、農地法第5条の規定による許可処分の取消を承認することに問題はありませぬ。

2番について説明いたします。議案の4ページと資料の5ページから8ページになります。

設定人、被設定人、願出地については、議案に記載のとおりであります。

被設定人が、設定人の田を借り受け、営農型太陽光発電設備を設置するため、令和7年3月21日付け福島県指令相農林第6377号で許可を受けておりましたが、FIT制度の規定により、FITの事業計画認定後、3年以内に農地転用の許可が取得できなかったため、認定の取り消しになることから事業の撤退を行うこととなり、取り消しするものであります。

願出地は、転用許可処分を受けた後も転用工事に着手しておらず、賃借権の設定のため、名義は変わっておりません。

以上のことから、農地法第5条の規定による許可処分の取消を承認することに問題はありませぬ。

以上でございます。

会 長 この件に関しましては、11月10日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

石田委員 議案第28号 農地法第5条の規定による許可処分の取消について、去る11月10日に、森文明委員、佐藤正義委員、私と事務局で現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

1番を報告いたします。議案の4ページと資料の1ページから4ページをご覧ください。

願い出のあった農地については、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の1ページから2ページに記載のとおりで、平坦な土地であります。

許可処分を取り消す理由は、事務局からの説明のとおりで、転用するための工事は行っておらず、農地のままとっておりますので、他の農地への影響は及びにくいかと見てまいりました。

2番を報告いたします。議案の4ページと資料の5ページから8ページをご覧ください。

願い出のあった農地については、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の5ページから6ページに記載のとおりで、平坦な土地であります。

許可処分を取り消す理由は、事務局からの説明のとおりで、転用するための工事は行っておらず、農地のままとなっておりますので、他の農地への影響は及びにくいかと見てまいりました。

以上で現地調査報告を終わります。

会 長 ありがとうございます。
質疑に入る前に、地元委員より何か補足説明があればお願いします。

[「ありません」の声あり]

会 長 それでは議案第28号の1番から2番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

菅野職務代理 取り消しの理由ですが、事業者は3年以内にやらなければいけないことは把握していたと思うのですが、なぜ間に合わなかったのか。

事務局 許可になったのは令和7年3月ですが、申請は令和6年3月でありまして、太陽光パネル下で耕作するサツマイモについて、収量8割の根拠資料がなかなか整わず、申請から許可まで約1年を要したため、間に合わなかったものです。

会 長 その他、何かございませんか。

[発言する人なし]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第28号 農地法第5条の規定による許可処分の取消について、1番から2番は原案のとおり承認し「承認相当」として福島県知事へ意見を送付いたします。

続きまして、議案第29号の1番から2番は、川上敦史委員が役員となっている法人に関する案件であります。川上敦史委員につきましては、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議が終了するまで退席をお願いいたします。

[川上敦史委員 退席]

会 長 議案第29号 農地法第3条の規定による許可処分の取消について、1番から2番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第29号 農地法第3条の規定による許可処分の取消について、1番から2番をご説明いたします。

1番から2番については被設定人が同一であるため一括で説明いたします。5ページをご覧ください。

設定人・被設定人及び願出地は、議案に記載のとおりであります。太陽光パネル下でサツマイモを耕作するため、1番は令和7年3月18日付け、2番は令和7年3月21日付けで使用貸借権設定の許可を受けておりましたが、議案第28号でありましたとおり営農型太陽光発電事業の撤退に伴い、取り消しするものであります。

議案28号でありましたとおり転用工事に着手しておらず、耕作も行われておりませんので、許可処分の取消を承認することに問題はありません。

説明は以上でございます。

会 長 それでは議案第29号の1番から2番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第29号 農地法第3条の規定による許可処分の取消について、1番から2番は原案のとおり承認といたします。なお、取消指令書については、議案第28号の1番及び2番が県知事より承認された日に発行いたします。

審議が終わりましたので、川上敦史委員は席に戻っていただきたいと思います。

[川上敦史委員 着席]

会 長 議案第29号 農地法第3条の規定による許可処分の取消について、3番から4番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第29号 農地法第3条の規定による許可処分の取消について、3番から4番をご説明いたします。

3番から4番については被設定人が同一であるため一括で説明いたします。6ページをご覧ください。

設定人・被設定人及び願出地は、議案に記載のとおりであります。太陽光パネルを設置するため、3番は令和7年3月18日付け、4番は令和7年3月21日付けで賃借権設定の許可を受けておりましたが、議案第28号でありましたとおり営農型太陽光発電事業の撤退に伴い、取り消しするものであります。

1番、2番と同様に転用工事に着手しておらず、耕作も行われておりませんので、許可処分の取消を承認することに問題はございません。

説明は以上でございます。

会長 それでは議案第29号の3番から4番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長 異議なしと認め、議案第29号 農地法第3条の規定による許可処分の取消について、3番から4番は原案のとおり承認といたします。なお、取消指令書については、議案第28号の1番及び2番が県知事より承認された日に発行いたします。

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から2番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から2番をご説明いたします。7ページをご覧ください。

1番について、設定人、被設定人、申請地及び設定期間は、議案に記載のとおりであります。申請は、賃借権の設定であります。賃借する田は、水稻を栽培する計画で、賃借料は、10アールあたり米60kgとなります。

被設定人の耕作面積については、議案に記載のとおりで、住所地の農業委員会事務局へ確認したところ、認定農業者であり、営農状況も良好とのことでありました。これらのことから農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可の要件を満たしております。

2番について、譲渡人、譲受人、申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、売買による所有権の移転であります。取得する田は、水稻栽培する計画で、譲受人の耕作面積については、議案に記載のとおりで、これまでも譲受人が耕作していたものであります。

なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可の要件を満たしております。

説明は以上でございます。

会 長 それでは議案第30号の1番から2番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から2番は原案のとおり承認し「許可」といたします。

議案第31号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、1番から2番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第31号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、1番について説明いたします。議案の8ページと資料の9ページから12ページと15ページから16ページになります。

計画者、申請地、防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。この申請は、令和6年12月27日に福島県知事より農地の転用許可を受けておりましたが、その後、日照時間や日射量の関係で、パネルの設置向きを、縦置きから横置きに変更することになり、パネル、架台の高さも、2.211mから2.024mに変更が必要になったことから事業計画変更申請を行うものであります。

申請地の農地区分については、農地の集団性もなく農業公共投資の対象になっていないことから第2種農地と判断されます。当初計画区域内での変更であり、防除施設の概要についても当初計画どおりでありますので、許可の要件を満たしております。

2番について説明いたします。議案の9ページと資料の9ページから10ページと13ページから16ページになります。

計画者、申請地、防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。この申請は、令和6年12月27日に福島県知事より農地の転用許可を受けておりましたが、その後、日照時間や日射量の関係で、パネルの設置向きを、縦置きから横置きに変更することになり、パネル、架台の高さも、2.211mから2.024mに変更が必要になったことから事業計画変更申請を行うものであります。

申請地の農地区分については、農地の集団性もなく農業公共投資の対象になっていないことから第2種農地と判断されます。当初計画区域内での変更であり、防除施設の概要についても当初計画どおりでありますので、許可の要件を満たしております。

以上でございます。

会 長 この件に関しましては、11月10日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

石田委員 議案第31号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、去る11月10日に、森文明委員、佐藤正義委員、私と事務局で現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

1番を報告いたします。議案の8ページと資料の9ページから12ページと15ページから16ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の9ページから10ページに記載のとおりで、平たんな土地であります。

変更前の事業計画どおり遂行(すいこう)できなかった理由と変更の内容、防除施設の概要については、事務局から説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見てまいりました。

2番を報告いたします。議案の9ページと資料の9ページから10ページと13ページから16ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の9ページから10ページに記載のとおりで、平たんな土地であります。

変更前の事業計画どおり遂行できなかった理由と変更の内容、防除施設の概要については、事務局から説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見てまいりました。

以上で現地調査報告を終わります。

会 長 質疑に入る前に、地元委員より何か補足説明があればお願いします。

[「ありません」の声あり]

会 長 それでは議案第31号の1番から2番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

 [「ありません」の声あり]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

 [「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第31号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、1番から2番は「承認相当」として福島県知事へ意見を送付いたします。

 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番について説明いたします。議案の10ページと資料の9ページから10ページと17ページから18ページになります。

 譲渡人、譲受人、申請地、防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。転用の目的は、太陽光発電設備であります。権利の移動は売買による所有権移転であります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。

 申請地の農地区分については、農地の集団性もなく農業公共投資の対象になっていないことから第2種農地と判断されます。他に適した土地を見つけられなかったことから、許可の要件は満たしております。

 以上でございます。

会 長 この件に関しましては、11月10日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

石田委員 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について、去る11月10日に、森文明委員、佐藤正義委員、私と事務局で現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

 1番を報告いたします。議案の10ページと資料の9ページから10ページと17ページから18ページをご覧ください。

 申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の9ページか

ら10ページに記載のとおりで、平たんな土地であります。

転用目的及び防除施設の概要については、事務局から説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見てまいりました。

以上で現地調査報告を終わります。

会 長 ありがとうございます。
質疑に入る前に、地元委員より何か補足説明があればお願いします。

[「ありません」の声あり]

会 長 それでは議案第32号の1番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番は原案のとおり承認し「許可相当」として福島県知事へ意見を送付いたします。

続きまして、議案第32号の2番は、菅野昌孝会長職務代理に関する案件であります。菅野昌孝会長職務代理につきましては、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議が終了するまで退席をお願いいたします。

[菅野昌孝会長職務代理 退席]

会 長 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について、2番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について、2番を説明いたします。議案の11ページと資料の19ページから22ページになります。

譲渡人、譲受人、申請地、防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。転用の目的は、太陽光発電設備であります。権利の移動は売買による所有権移転であります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や

資金も問題はありません。

申請地の農地区分については、農地の集団性もなく農業公共投資の対象になっていないことから第2種農地と判断されます。他に適した土地を見つけられなかったことから、許可の要件は満たしております。

以上でございます。

会 長 この件に関しましては、11月10日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

石田委員 2番を報告いたします。議案の11ページと資料の19ページから22ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の19ページから20ページに記載のとおりで、平たんな土地であります。

転用目的及び防除施設の概要については、事務局から説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見てまいりました。

以上で現地調査報告を終わります。

会 長 ありがとうございます。
質疑に入る前に、地元委員より何か補足説明があればお願いします。

[発言する人なし]

会 長 それでは議案第32号の2番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について、2番は原案のとおり承認し「許可相当」として福島県知事へ意見を送付いたします。

審議が終わりましたので、菅野昌孝会長職務代理は席に戻っていただきたいと思っております。

[菅野昌孝会長職務代理 着席]

会 長 これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和7年第11回農業委員会総会を閉会いたします。